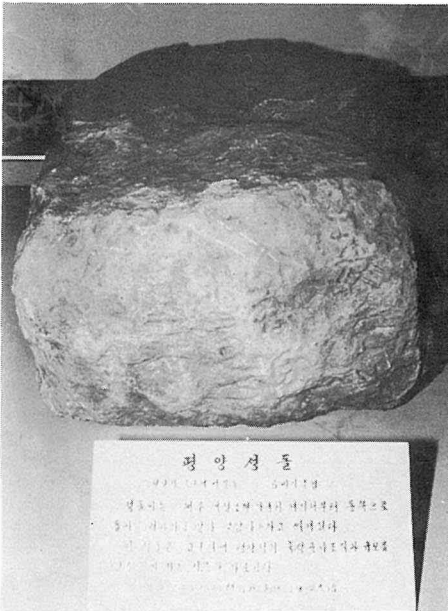
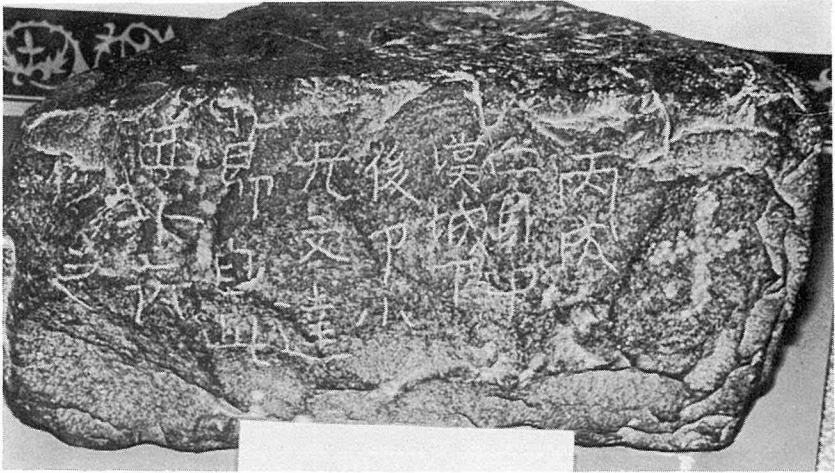


图版一 平壤城图屏風（京都大学文学部地理学研究所蔵。第一章註②参照）一部



图版二 城壁石刻(2)旧拓（黄寿永氏所蔵。第一章註⑤参照）



上 図版三 城壁石刻(4)
 左 図版四 城壁石刻(5)
 (ともに朝鮮中央歴史博物館「ビ
 シヤン」所蔵。第一章註②参照)

高句麗長安城城壁石刻の基礎的研究

田 中 俊 明

はじめに

ここにいう高句麗長安城とは、高句麗最後の王都であり、『三國史記』高句麗本紀・陽原王八年(五五二)条に「長安城を築く」とあり、同・平原王二八年(五八六)条に「都を長安城に移す」とある(ともに卷一九)、それを指す。この長安城について、『三國史記』に対する不信感もあって、それを認めない学説もあったが、私は先に、前稿「高句麗長安城の位置と遷都の有無」(『史林』六七卷四号、一九八四年七月)において、その批判を試み、中国史書のみにも拠っても、遷都が確かにあったと確認でき、また長安城の位置も現在のピョンヤン市街にあったと確定し得ることを明らかにした。これによって、否定説は完全に克服し得たと考える。そこでそれを前提にして、本来の課題である、長安城の築城をめぐる問題、即ち平面構造や築城の経緯を、できるだけ具体的に

考え、さらには遷都に至った事情・背景や遷都の意義等を追究しなればならないが、そのための重要な史料が、ピョンヤン市街の城壁、あるいはその附近から発見された城壁石刻である。もちろん、前稿でもふれたように、朝鮮民主主義人民共和国(以下、共和国)において既にこの城壁石刻をそうした観点で利用しており、それが共和国の研究の、研究史上にもつ画期的な意義の一つとなっている。しかし、そうするための重要な前提、即ちこの石刻が確かに長安城のものである、という点については明確にされてこなかったために、研究の大系としては不完全なものでしかなくない。

従って小稿では、紙幅の関係もあるが、前稿にひきつづき、高句麗長安城の築城と遷都について考えるための基礎作業として、

そのための直接的な史料となる城壁石刻の内容・性格・年代等についで吟味をしたいと思います。

一 城壁石刻の発見経緯と釈文

ピョニヤン市街の城壁、あるいはその附近から発見された城壁石刻で、高句麗時代のものともみ間違いのないものは、これまでのところ、五例が知られている。ただし、所在の確かなものは三例のみで、残る二例は文献によってのみ知られるものである。これらのなかには、発見の経緯、ことには発見地点が必ずしも明らかでないものがあり、またこれまでの釈文にも問題があるものがある。そこで以下、存否を問わないでその五例を、発見の順に従って(1)～(5)と称し、それぞれの発見の経緯、発見地点などを整理し、釈文をあらためて検討していくこととする。^①

1 城壁石刻(1)

まず第(1)は、燕庭劉喜海『海東金石苑』(一八三二年成立)^②の巻一に、「高句麗故城石刻」と題して載録するもので、そこには二例載録するが、そのうちの後者である。附載する金正喜の題跋に

此刻出於丙戌、今六十四年、不可復覓

とあり、金正喜が記したのが一八二九年であるから、「丙戌」は一

七六六年ということになり、その年に発見されたことが知られるが、一八二九年の時点で既に所在がわからなくなっていたようである。現在もなお、存否・所在が確認できない。発見地点も不詳であるが、二例載録するうちの前者について、金正喜がつづけて「又得一石於外城烏灘下」としており、蔡熙國氏や鄭燦永氏は何の理由も示さずに、こちらと同じ「烏灘」で発見されたとする。^④

崔羲林氏もまた、記す干支および文章表現法が同じことなどを理由として、同様に考えている。これらは推測にすぎないが、後述するようにこうした推測は成り立ち難く、少なくとも原位置が兩者同じでないことだけは確かである。しかし正確な地点は、今のところ知りようがない。

釈文は、右に記したような事情で、『海東金石苑』を通してのみ知ることができものであるが、ここでもそれを転載するしかない。ただ、「金正喜樞本」という註記があり、それに基づいたかのようにあるが、劉承幹重校本では「金正喜補書」と改め、「第二刻、乃金正喜重書、燕庭先生謂是樞本、亦誤」としており、それに従えば、「金正喜重書」に基づくとみるほうが正しいようである。釈文は改行せずにつづけて記しているが、ここでは劉承幹重校本に従って、改行した形で転載する(次頁)。

この釈文に対する検討は、いまやなし得ないが、一つ指摘して

城壁石刻(1)	
1	2
1	己丑
2	年五
3	月廿
4	八日
5	始役
6	西向
7	十一
8	里小
9	兄相
10	夫若
11	侷利
12	造作

おくべきことは、二例載録するうちの前者について、干支を同じく「己丑」と釈しているが、そちらは後述するように、むしろ「己酉」と釈するのが妥当であり、とすれば、この「己丑」も、あるいは「己酉」ではないかとの疑いが残るところである。原石刻・拓本等に拠らずに、過去の積文のみに拠って内容を考えることは、極めて慎重でなければならないことを銘記すべきである。

2 城壁石刻(2)

第(2)は、『海東金石苑』に載録する二例のうち、残る前者である。これはまた、呉慶錫『三韓金石録』(一八五八年頃成立)^⑥にも載録する。『三韓金石録』には、「高句驪故城刻字二種」と題して二例載録しており、そのうちの前者がこれである。

これがいつ発見されたものであるかについて、『海東金石苑』では全くふれていないが、『三韓金石録』に所引の『平壤志』に、純廟己丑(一八二九年)大漲、九疊城潰決、而出二誌石とあり、これに拠って、一八二九年の洪水の際に発見されたもの

であることが確認できることになる。

発見地点は、先にも述べたように、『海東金石苑』に附載する金正喜の題跋に「外城烏灘下」であると明記するが、右記の『平壤志』によれば「九疊城」ということになる。しかしこの「九疊城」は、呉慶錫も「平壤志」又云九疊城、稽之、諸史邑城并無九疊之名、以俟異日更考」とするようには、不詳である。そこで右の金正喜の記述と、呉慶錫の、より具体的な、

此刻在今平壤府治西十里烏灘江涯、余於咸豐乙卯(一八五五年)作燕臺之行路、出箕城、謁殷師墓、歴覽井田故址、因沿江而至閑似亭、訪得此刻于故城潰決処

という記述によって考えなければならない。

発見地点についてはじめに考察を加えたのは、崔義林氏である。崔氏は『三韓金石録』の存在を知らなかったため、金正喜の記す「烏灘」が唯一の手がかりであったわけであるが、「烏灘は羊角島によってその上流に生じた早瀬である」として、まず羊角島の位置を求めた。もちろん、現在も羊角島はあるが、それが当時の羊角島と同じであるかが問題であり、崔氏は丁若鏞『大東水經』(一八一四年成立)の浪水条の「淵之傍有狸巖、下有羊角嶼」という記事に基づいて、現在の羊角島の下流にある狸巖よりもさらに下流に、当時の羊角島があったと考えたのである。そしてそ

れは具体的には、楽浪区域土城洞麻屯津附近の大同江中にあり、従ってその上流にある烏灘は、外城渡し場附近の城壁址あたりに比定できるとするのである。^⑨

しかし崔氏のこの考察は、正しくない。例えば、京都大学文学部には平壤城図屏風が所蔵されているが、一八・九世紀のものともみられるこの古図には、羊角島も狸巖も、そして烏灘も、はっきりと記されており、その位置関係は、狸巖の上流に羊角島がみえ、その更に上流に烏灘がみえる、という具合である。狸巖の位置はかわらないであろうから、島の形が土砂の堆積流出等によって変わったとしても、羊角島が狸巖の上流に位置するという点では、現在と同じであることになる。そして烏灘はその上流にみえるのであり、正陽門・舍毬門をもつ中城壁が大同江に臨むあたりに記されている(図版一参照)。従って、これによれば、崔氏の理解が誤りであることは明らかである。^⑩

崔氏の用いた『大東水経』の記事は、実は高麗肅宗七年(一一〇二)に係けられているもので、そもそもそれによって一九世紀の烏灘の位置を考えること自体が無理なのである。一九八二年の「平壤案内図」^⑪によれば、里岩島の上流に羊角島がみえ、その対岸に「烏灘江岸通り」が明記されている。それ以上の情報は今持たないが、恐らく現在も、烏灘とよぶ地点が、一九世紀とそれほ

どかわりなく、存在するものと想像される。従って、現在の烏灘の位置に基づいて、発見地点を求めたほうが、本来的に正当であったわけである。では、崔氏はどうしてわざわざ、現在の羊角島や烏灘を基準にしないで、別の位置に求めようとしたのであろうか。それは恐らく、別の理由によると思われる。次に示すように、この(2)には「自此下向東十二里」という句があるが、右の烏灘の位置は、城壁がむしろ南北に走っているところであり、ここでは「向東」を解釈するのが困難である。^⑫そこで「向東」とあるにふさわしい位置を求めた結果が、上記のような考察になったのではなからうか。崔氏は先にも述べたように、(1)もまた同じ地点で発見されたとみており、(1)には「西向十一里」とある。そして両者をふまえて「平壤城をなしている城壁の中で、東側に12里、西側に11里に該当する、そのような長い区画の出発点は、上で説明した地点以外に、他の所で求めることはできない」とする。崔氏の考察は恐らく、そのことを前提として進められたものと考えられるのである。

では、実際の発見地点はどこか。現在の烏灘とそれほどかわらない地点とみてよいのか。(1)の発見地点は、後述するように、(2)とは別でなければならず、あわせ考えるわけにはいかないが、(2)に「向東」とあることは、やはり無視できない。従って、私もま

た、烏灘を発見地点とすることがためらわれるのである。

そこであらためて、呉慶錫の記述をみてみると、彼は一八五五年、北京訪問の途中に自らこの地に立ち寄り、殷師墓・井田故址を経て、江に沿って閑似亭に至り、故城潰決の処においてこの石刻を手に行っていることがわかる。とすれば、この石刻は、閑似亭附近の故城潰決処が発見地点であると考えられることになる。閑似亭とは、徐命敏「閑似亭記」によれば、一七六六年〜七八年間に完成した「浪上」即ち大同江ほとりの小亭であり、一七七八年に徐命敏が命名したものである。そしてそれが、前述の平壤城図屏風にもはっきりと描かれており、さらにその附近の城壁が崩れているところまでみてとることができるのである(図版一参照)。

その位置は、外城壁のほぼ南端にあたり、崔氏の求めた地点とは結果的にはそれほどかわらないことになる。閑似亭は、現在どうであるかについては情報をもたないが、大正六年(一九一七)測図、陸地測量部発行の五万分の一の地図「岐陽」¹⁹⁾にも、「閑似亭」として明記されており、位置としては問題ないと考える。ここならば、「向東」についてもふさわしいところである。

ところで、このように発見地点が求められると、金正喜の「外城烏灘下」、および呉慶錫も「此刻在今平壤府治西十里烏灘江涯」と記しているが、これらの記述が当然問題となる。これについて

確言はできないが、あるいは

は次のように考えられるのではなからうか。前述した

「平壤案内図」の「烏灘江岸通り」がその手掛りになるのであるが、

大同江は、この烏灘まで至って、羊角島をはさんで流れて二つに分かれる。その

うちの外城壁側を、烏灘江とでもよんだ



図1 城壁石刻(2)拓本 (註②参照)

のではないか。金正喜の「烏灘下」は、烏灘の下流、呉慶錫の「烏灘江涯」はその烏灘江の涯ぎやとみれば、閑似亭附近であつても決して矛盾とはいえないと思うのである。ただ、呉慶錫の「府治西十里」は「南」の誤りとでもみななければ、理解は困難である。

さてこの(2)は、呉慶錫が入手し、一九一九年にはその子呉世昌氏が蔵していたことを確認できるが、当時既に碎けて、一部を闕佚していたようである。その後の経路はわからないが、現在はソウルの梨花女子大校博物館が所蔵している(図1)。

釈文は、『海東金石苑』が提示するものが最も古い。(1)と違って何も記していないが、金正喜のもたらした拓本によって劉喜海自身が釈したものと思われる。それとは別に、『三韓金石録』に所引の『平壤志』も釈文を提示しており、その年次は不明ながら、やはり発見当初と考えられる。ついで、その『平壤志』の釈

	1	2	3	4	5	6	7
劉喜海『海東金石苑』	己丑年	五月廿一日	自此以下向	東十二里	物省小兄	俳須百頭	○節矣
『平壤志』(『三韓金石録』所引)	己丑年	三月廿一日	自此以下向	東十二里	物省小兄	俳須百頭	○節矣
呉慶錫『三韓金石録』	己丑年	三月廿一日	自此以下向	東十二里	物省小兄	俳須百頭	作節矣
『朝鮮金石総覧』上	己丑年	○月廿一日	自此以下向	東十二里	物省小兄	俳須百頭	○節矣
劉承幹重校『海東金石苑』	己丑年	三月廿一日	自此以下向	東十二里	物省小兄	俳須百頭	○節矣
井上秀雄	己酉年		自此下向	東十二里	物省小兄	俳須百頭	○節矣

文を、実見に基づいて訂した、呉慶錫自身の釈文があり、また劉喜海釈文を、「石本」に基づいて訂した、『海東金石苑』重校本の劉承幹釈文がある。劉承幹釈文に先だつ『朝鮮金石総覧』上の釈文は、当時呉世昌氏所蔵の現物に拠っているが、先にもふれたように、既に碎けており、闕佚した一部(第二行)は、「呉世昌氏蔵旧拓ニ依ル」という。これ以後、釈文を著録するものもいくつかあるが、みな右記のいずれか(主には『海東金石苑』)を転載するのみで、独自の釈読によるものではない。ただ近年に至って、井上秀雄氏が新たに釈しているのが注目される程度である。

いまここであらためて(2)の釈文を提示するにあたって、まず右記諸氏の釈文を比較検討したい。ただし劉喜海と『平壤志』の釈文以外は、原形の通り、行別に改行して記しているが、便宜上、縦につづけたうえで、全てをおよそ年代順にならべることとする。

こうして並記すれば、諸氏の積文間の異同の所在が明確になるが、そこで次にその異同のあるものを中心に、図1・図版二(右記『朝鮮金石総覧』上に「吳世昌氏蔵」とし、現在は黄寿永氏が所蔵する旧拓^②)を参照しつつ、順次検討していきたい。

まず12(第1行第2字を指す。以下同じ)は、井上氏のみが「酉」と釈す。これは先にもふれたが、井上氏の釈す通り、「酉」のほうが妥当であると考えられる。この点は、別に崔淳姫氏の指摘もあり、私もまた実見して確認したことである。

2は、末字の一部分を残して闕佚しており、2以下はそれでも黄寿永氏所蔵旧拓によって何とか確認することができるが、1は確認のしようがない。1は劉喜海『海東金石苑』のみが「五」と釈しているが、劉承幹重校本では「三」と改め、「三月、原作五月、今審石本、当是三字」としており、これや吳慶錫を信じれば、「三」でよいことになる。2以下は、『金石総覧』が先述のように旧拓によって釈しているが、井上氏以外の諸氏と同じ釈読を得ている。私も旧拓によって判断する限り、それでよいと考える。

3では、劉喜海『海東金石苑』のみが、他にはみられない「以」字を含めた五字に釈しているが、これは劉承幹重校本の「自此下、原録作自此以下、今審石本、実無以字」という指摘をまつまでもなく、容易に確認できることであり、劉喜海の単純なミスであろう。

城壁石刻(2)

1 2 3 4 5

1 己酉年

2 □月廿一日

3 自此下向

4 東十二里

5 物苟小兒

6 俳濱百頭

7 作節矣

のまま記すならば「濱」である。

7 1は、『平壤志』が「腓」と釈すのに対し、吳慶錫は「平壤志……以作為腓……誤」として、「作」に改めている。これは吳慶錫の示す通り、「作」で問題なからう。2は、これも釈しかたがわかるが、「節」を指すとみることは同じである。近い形にしようとすれば「節」ということになる。

以上をまとめれば、(2)の積文は右のようになる。

3 城壁石刻(3)

第(3)は、『三韓金石録』に載録する二例のうちの後者である。

(2)とともに発見されたものであり、発見年代・発見地点は従って

う。

5 2は、「省」と「苟」とにわかれるが、これは「苟」のほうがよい。

6 1は、『平壤志』のみ「俳」と釈するが、これも、吳慶錫の「平壤志、以俳為俳……誤」との指摘をまつまでもなく、「俳」でよい。2は、釈しかたはわかれるが、「須」を指すとみることは同じである。くずした形になってはいるが、そ

(2)と同じである。ただ(2)と違って、現在の存否・所在は不詳である。

釈文は、『三韓金石録』に載せるものでしか知り得ないが、所引の『平壤志』に、「一石有己丑年三月廿一日自此下向東下二里内中百頭上位使余伐節矣二十七字」とあり、それに対し呉慶錫は、実見によって「平壤志……以作……為伐、皆誤、又云一石二十七字者、未見文字、第二石向下字、今已泐損、幾不可辨、然諸審其跡、恐非東字」として、自ら訂した釈文を掲げている。ここでは、それによって示すことにする(左掲)。

(1)と同様に、この釈文に対する検討も、いまやなし得ないが、問題点を二・三指摘しておきたい。

まず干支についてであるが、『三韓金石録』(2)と(3)とを載録

城壁石刻(3)

- 1 己丑年三月
- 2 廿一日自此下
- 3 向□下二里
- 4 内中百頭上
- 5 位使余文作
- 6 郎矣

し、ともに干支を「己丑」と釈している(所引の『平壤志』も同じ)。しかし、現物によって確認することのできる(2)は、先述の通り、実は「己酉」と釈すべきものであると知り得た。とすれば、(1)の場合と同様に、この(3)も、本来は「己酉」とあったのではないかとの疑いが残ることになる。次に3・2につい

て、『平壤志』が「東」と釈したものを、呉慶錫は「恐非東字」として否定はするが、新たに釈してはいない。これももちろん、確認できることではないが、同一地点から発見された(2)に「向東」とあることからすれば、やはり同じ方向ではなく、例えば「向西」など、別の方向を示していたと想像せざるを得ない。さらに4・2について、これは両者ともに「中」と釈しているが、次掲(4)の4・2に「口」字がみえ、それは「部」字の省文と考えられる。この「口」と「中」はよく似ており、また4・1が「内」であるから、もし2が「口」即ち「部」であるとすれば、つづけて「内部」という、五部中の一部名ということになる。これらから、4・2は、「中」ではなく「口」であったとみるほうがよさそうである。ただしこれもまた、確認することはできない。

なお、この(3)が、(2)と同一地点から発見されたことが明らかである以上、(1)もまた同一地点で発見されたという、先にみた崔羲林氏らの推測は、まず成り立ち難いと考える。

4 城壁石刻(4)

第(4)は、一九一三年に発見されたものである。浅見倫太郎氏の紹介によれば、「大同江右岸に於て平壤府の大同門を距る四町許の処の城壁を毀ち牡丹台下に至る道路を改修するに当り、其石壁

に刻字あるを発見したるもの」という。^④『朝鮮金石総覧』上には、「平壤府鏡奇里大同江畔城壁中ヨリ出ツ」とある。^⑤現在はピョニヤンの中央歴史博物館が所蔵している(図版三参照)。^⑥

積文は、浅見氏が最初に提示している。それは、

丙戌四月四日子漢城平後四小兄文達節自此西北行涉之

というものである。浅見氏はまた文字のいくつかについて、「第一行に於て丙の字の右旁を長くし戌の字の篆体たるあり、第二行に於て四月の字の稍不明なると甲の字は第二行と第四行との二箇処にありて朝鮮写字の略体たる羅の字に似たり、第三行に於て平の字に模糊たる処あり第五行に於て兄の字の无の字の如く見ゆるあり、第七行に於て西の字の上部尋常ならず海の字の缺文かと疑はる如きあり、又行の字に缺裂ありて一画の蛇足ある如きあり」と述べており、^⑦訳文も掲げている(次章第一節参照)。これらからすれば、右の積文のうち、「子」は衍字ではないか等推察されるが、確かではない。

ついで『朝鮮金石総覧』上に、

丙戌十二月四漢城下後四小兄文達節自此西北行涉之(原文改行)

と載せる。ここに二つみえる「四」は難解であるが、それは浅見氏が「甲の字は……」と述べたものにあたる。そしてこれに対し

城壁石刻(4)
1 2 3
1 丙戌十
2 二月中
3 漢城下
4 後「小
5 兄文達
6 節自此
7 西北行
8 涉之

て、藤田亮策氏は、二つある「四」のうち前者は「中」の、後者は「口」(「部」の省文)の、それぞれ誤読であると指摘している。^⑧

鮎貝房之進氏は、この藤田氏の訂正に従い、また『金石総覧』の編者の一人である葛城未治氏も、それによって「訂正を為した」という。^⑨以後はそれで定着したようである。

いまこれらをおまえて、あらためて、石刻の写真(図版三)や拓本に拠ってみてみると、藤田氏の指摘は正しく、またそれ以外も、「丙戌」の下の「十」が磨滅によるものかわずかに痕跡を残すのみであるものの、『金石総覧』の釈読でほぼよいと判定できる。そこで、それを掲げることにした(右掲)。

5 城壁石刻(5)

第(5)は、一九六四年に、ピョニヤン市中区域南門洞の静海門附近で、石刻を求めて探査していた崔義林氏によって発見されたものである。^⑩その後、一九七八年の時点では、南山病院墻下の原位にそのままはまっていたことが確認できるが、現在は(4)と同じく、ピョニヤンの中央歴史博物館が所蔵している(図版四参照)。^⑪



図2 城壁石刻(5) (註⑬参照)

城壁石刻(5)
1 卦婁盖切小
2 兄加群自
3 此東廻上
4 里四
5 尺治

积文は、発見者の崔氏によって提示されたものがあるが、それは

卦婁盖切小兄加群自此東廻上□里四尺治 (原文改行)

というもので、未釈の文字については、当初不明のままにしていたが、のち「六」であろうという推測を加えている。⑭
しそれは、石刻自体の判読によるのではなく、別の条件によるものであり、方法的にも問題がある。

そこであらためて、石刻の写真(図版四・図2)⑮)によってみると、他はそれでよいが、「里」の上には、文字のあった痕跡がない。確かに一字分の余地はあるが、他の諸字の配列からみて、彫りやすい箇所を選んで彫ったようで、しつて文字を求める必要はない。下の「四尺」につづけて「里四尺」とよんで、一里四尺を表わすとみれば、(3)に「二里」という近い距離が記されていることからしても、おかしくはないのである。従って、积文は右のようになる。

6 『平壤統志』所引の石刻

最後に、これまでの(1)～(5)とは、内容的にも異なり、高句麗時

代の石刻であるかどうかさえ確証がないが、他の条件から、そうみてよいと考えることができるものを一つとりあげたい。

それは、尹游『平壤統志』(一七三〇年成立)卷一の城池・北城条に

旧城底有石刻曰、本城四十二年畢役

とある「石刻」である。その銘文は、これによる限り、わずかに八字であり、文章も他の石刻とは全く異なる。『平壤統志』同条では、これより前に、「甲午(一七一四年)監司閔遠朔築……」とあり、一七一四年の「朔築」の際に、「旧城」の中から発見されたものとわかる。しかし残念なことに、「旧城」がいつのものを指すのか、ましてその中から発見された「石刻」がいつのものであるのか、明確にはわからないのである。

ここにみえる「石刻」にはじめて注目したのは、恐らく蔡熙國氏であろう。しかし蔡氏は、この北城「朔築」の一七一四年より前に既に「旧城」があったことを明らかにするために引用したにとどまり、この石刻を高句麗のものであると考定したわけではなかった^④。これを承けて鄭燦永氏は、「ここに『旧城』というのは即ち『長安城』をさすもので、四二年かかったというのはいち長安城築城総工期間をいうと考える」とする^⑤。

それに対し崔義林氏は、「この文は表現された文脈からみて尹

游が当時に発見された刻字城石に記されていた原文をそのまま記したものでなく、当時に伝わってきたことばを自己の見解で表現した文章であると認定されるから」と、その史料的価値に疑問を表明し、鄭氏のようにこれを長安城のものであるとみるわけにはいかない、とする^⑥。崔氏が、このように、この石刻を認めなかったのは、築城の経緯についての崔氏自身の考えに、この内容が適合しなかったためである、とみるのが実情に近いように思われるが、崔氏はのち、この石刻について、何ら理由を説明することなく、高句麗時代のものであると、考えを改めている。そして当然のことながら、築城の経緯についても考えを改め、鄭氏と同様に、これによって長安城の総工期間を考えるに至っている^⑦。

崔淳姫氏も、この石刻に言及し、ことに崔義林氏の前説に対して、尹游は民間に伝わったことばによって記すときは明確に「俗伝……」としているから、「……四十二年畢役」を「俗伝と判断したのは慎重性が無い速断で」ある、と批判して、「実際にこのような銘文の刻字石があったのではないかと考えられる」とする。そして、明言はないが、それが長安城のものであると考えているようである^⑧。

さて、以上のように、この石刻については、次第に高句麗の、特に長安城のものであるとするみかたが定着してきている、とい

えるが、鄭氏の所説に論拠があるわけでもなく、崔淳姫氏の批判も、それだけでこの石刻が長安城のものであると特定できるわけでもない。そこで、あらためて考える必要がある。

まず、「有石刻曰」として引く八字が、崔發林氏の前説のように、石刻の原文のままであるかどうか、疑問が生じないでもないが、これはたとえ原文のままでもなくとも、そのような内容のことが記してあったと信じる事ができれば、それだけで十分に価値があるといえる。引かれた八字は、「本城、四十二年にして役畢^{おひ}る」とよむことができ、明らかに、「本城」の築城総工期間をいったものである。従って問題は、その「本城」が何か、およびいつの工事のことをいっているのか、ということである。

「本城」は、その発見地点からすれば、まず北城を想定しなければならぬが、「四十二年」という期間を考えると、北城の築城としては長すぎるように思われる。それどころか、他の諸城壁についても、後代の文献による限り、このような長期にわたる工事は見出せない。ところが長安城の場合は、三八年以上かかったことが明らかであるから、「四十二年」という数字は、まさに長安城全体の総工期間としてふさわしいものといえる。従って、「本城」とは長安城を指すものと考えることができ、石刻は長安城のものであるとみなすことができるのである。

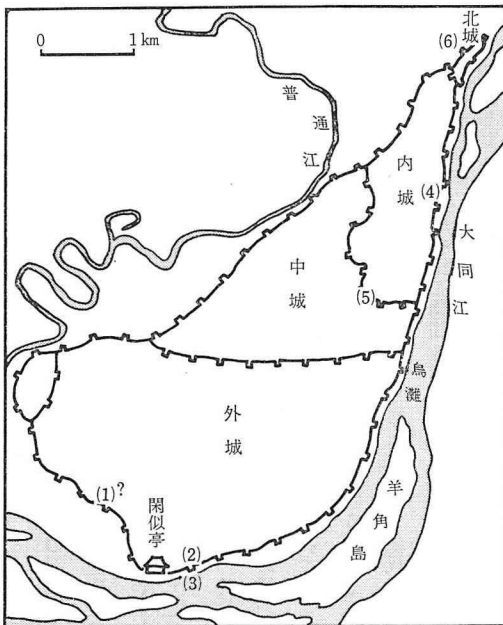


図3 城壁石刻発見地点図 (註⑩参照)

る。

そこで、この石刻を、これまでの(1)~(5)とは性格的に全く異なるが、便宜上、石刻(6)と称することにしたい。

さて、この(6)も含めて、六例の城壁石刻について、発見経緯・発見地点・釈文などを整理したわけであるが、それをふまえてこの章最後に、発見地点図(図3)を掲げておく。

- ① その概要については、既に、田中俊明「高句麗の金石文——研究の現状と課題——」(『朝鮮史研究會論文集』一八集、一九八一年三月)で述べたことがあるが(一三三〜七頁)、不十分な点が多く、また誤植などもある。そこであらためて考えることとする。
- ② 『海東金石苑』は、冒頭の李惠吉による題辭の末尾に「道光十一年(一八三二)……識」とあり、一八三一年までの成立と知られるが、刊行されないまま一八六〇年アロー戦争の際の「都門の変」で焼失したと考えられた。幸いに全八巻中の前四巻を潘伯寅が鈔写しており、それをもとに一八八一年、張徳容がまず刊行した。これが二銘碑堂校本である(『石刻史料新編』二輯、地方類一五に影印所収)。その後、初稿本全巻が発見され、それをもとに劉承幹が重校したものが、一九二二年に刊行された。これが嘉業堂刊本であり、一般に流通しているのはこの劉承幹重校本である(『韓國金石文全書』第二巻として、亜細亞文化社「ソウル、一九七六年一〇月」影印)。ここでは、二銘碑堂校本を中心に用い、特に必要な場合のみ、劉承幹重校本をとりあげることとする。
- ③ 金正喜の題跋(と思われるもの)の末尾に、この石刻の紀年干支である「己丑」について「此己丑當為長壽時」としたあと、「後一千三百八十二年金正喜書」と記す。長壽王の己丑は四四九年であるから、それから一三八一年後は、一八二九年ということになる。
- ④ 蔡熙圖「평양성(平壤城)의 축성 과정에 대하여」(『考古民俗』一九六五年三号、ピョンヤン、同年九月)二二頁、鄭燦永「평양성에 대하여」(『考古民俗』一九六六年二号、同年六月)一三頁。
- ⑤ 崔義林「평양성(平壤城)의 성곽 구조」(『考古民俗』一九六七年二号、同年六月)三二頁。
- ⑥ 『三韓金石錄』は、韓國金石文全書補助資料Ⅳ『三韓金石錄(外)』(亜細亞文化社、一九八一年五月)影印所収。冒頭に「咸豐戊午(一八五八)春正月一の何秋壽の序がある。
- ⑦ 崔義林・註⑤論文、三〇頁。
- ⑧ 同前、三一頁。崔氏はここでは、「今の鉄橋から下流に約1km下った地点附近」とするのみで、具体的地名をあげていない。
- ⑨ 崔義林「고구려 평양성(高句麗平壤城)의 과학·百科事典出版社、ピョンヤン、一九七八年三月(高寛敏氏による抄訳が『朝鮮学報』通報社、XVI-1、2、3、4(一九八〇年二月、二月)に掲載)二五頁。
- ⑩ 京都大学文学部地理学研究所蔵。京都大学文学部付属陳列館編『京都大学文学部陳列館』(京都大学文学部、一九八二年三月)四四頁に簡単な紹介があり、図版の説明として「平壤図屏風。筆、色、102×45.5cm、8面」とするが、実際には木版・彩色である。これと恐らく同じ版によると思われるものが、ピョンヤンの朝鮮美術博物館に所蔵されているようで、朝鮮美術博物館編『朝鮮美術博物館』(朝鮮画報社、東京、一九八〇年一〇月)95春景平壤図、として紹介されている。そこには「19世紀 紙本淡彩 108×356cm」とある。両者ともに、地名・建物名を墨で加筆しているが、若干位置が異なるものもある。なお、池内宏「大花宮と所謂倭城」(同氏『滿鮮史研究 中世第二冊』、座右室刊行会、一九三七年一月(吉川弘文館、一九七九年五月復印)。初出は『東洋学報』九巻二号、一九一九年六月)に紹介する(図版第四、第六)、李澄筆屏風平壤図は、池内氏によれば一六四七年の作であるが、前二者と構図が極めてよく似ており、あるいはこの李澄の図か、もしくはその系統の図が、何らかの影響を与えているのではないかと考えられる。
- ⑪ 前註『京都大学文学部陳列館』四四頁には、「その経緯の詳細が不明」とあるが、同『朝鮮美術博物館』には右記のように「19世紀」とある。その根拠は明らかではないが、後述するように、「閑似亭」という一八世紀後半に完成した小亭が図に明記されているから、それよ

り廻ることはあり得ない。

⑫ 図版一の撮影に際しては、吉田敏弘氏のご協力を得た。

⑬ 一八世紀半ばの『輿地図書』(国史編纂委員会、ソウル、一九七三年二月影印)平安道平壤府の地図でも、狸岩の上流下流にわかれて二つの羊角島がみられ、上流の羊角島の更に上流に鳥灘がみえている。

⑭ 丁若鏞『大東水経』(『丁茶山全書』下)〔文獻編纂委員会、ソウル、一九六一年六月〕所収)卷七・浪水二にみえる。原文では、「高麗」
肅宗七年、又幸此淵(梯淵)、命善淵禁軍、尋旧梯基、禁軍奏云、去水十尺有梯、基石云、淵之傍有狸蹠、下有羊角嶼」とつづいている。

⑮ 外国文出版社(ビョソニヤン)発行。日本語版。一九八三年八月にビョソニヤンを訪問された永島暉臣氏より恵与された。

⑯ 蔡熙國氏は恐らくそのために、当時の方向表示が独特で、本来は「北」とすべきものを、「東」と考えていたのであろう、とみる(註④論文、二六頁)。

⑰ 崔義林『立子詞 聖言』(註⑩所掲)二五頁。

⑱ 尹游『平壤統志』卷五所収。ここでは、天理図書館所蔵(今西龍氏旧蔵)写本に拠る。同書には「庚戌仲春」の宋寅明の序があり、この庚戌は一七三〇年にあたる。ただし卷五のみは、憲宗朝(一八三五～四九)初の増補のようである。

⑲ 『朝鮮半島五万分 地図集成』(学生社、一九八一年九月)影印所収による。「岐陽」は、一九一七年測図、一九一八年一月発行。

⑳ 朝鮮総督府編『朝鮮金石総覧』上(朝鮮総督府、京城、一九一九年三月)〔国書刊行会、一九七一年一月覆刻〕二二頁。

㉑ 同前書、写真(A)、参照。なお、この闕佚した部分は、現在、黄寿永氏が所蔵するという(崔淳姬『平壤城壁石考』(梨大所蔵品倉 中心寺 6)、『文化財』二二号、ソウル、一九七九年一〇月)七五頁。

㉒ 船越昭生氏の所蔵する拓本による。

㉓ 『朝鮮金石総覧』上(註⑩所掲)一二頁。

㉔ 井上秀雄「新羅金石文調査の中間報告」(『東北大学文学部研究年報』二五号、一九七六年三月)七一頁。なお、同氏「鉄剣銘文と朝鮮金石文を比較する」(『畿道道ほか鉄剣文字は語る——115文字が明かす古代史の謎——』(『ま書房』ゴマブックス、一九七九年二月)一七五頁)にも同氏の釈文がみられるが、前者と一字異なるところがある。後掲の並記では、その一字を()にいて傍記しておく。

㉕ 掲載をご了承いただいた黄寿永氏、および周旋の労をとっていただいた鄭台燮氏に感謝する。

㉖ 崔淳姬・註④論文、七六頁。これはつとに今西龍氏も、大正年間(一九一七～二六)にとった拓本の表題を「平壤城壁石刻西丑文」として、疑問を表明している(『今西博士蒐集朝鮮関係文獻目錄』(『書籍文物流通会、一九五九年』二七頁)。また、黄寿永氏も「丑は酉?」と疑問を表明している(同氏「金石文斗新例」(『韓國学報』五輯、一志社、ソウル、一九七六年二月)二五頁)。

㉗ 私は、一九七八年九月二日に、梨花女子大学校博物館でそれを実見し、確認した。

㉘ 例えば『後漢書』東夷伝・高句麗条の李賢註に
按今高麗五部、一曰内部、一名黄部、即桂婁部也、二曰北部、一名後部、即絶奴部也、三曰东部、一名左部、即順奴部也、四曰南部、一名前部、即灌奴部也、五曰西部、一名右部、即消奴部也

とあるように、高句麗には内(黄)・北(後)・東(左)・南(前)・西(右)の五部があった。五部とは、「貴人の族の組分けであり、王都に集住した支配族団の伝統的な五分組織であった(武田幸男「六世紀における朝鮮三国の家体制」(井上光貞ほか編『東アジア世界 日本古代史講座 4 朝鮮三国と倭国』、学生社、一九八〇年九月)三九頁)。

㉙ この点は李成市氏のご指示による。

- ③⑥ 浅見倫太郎「大同江岸発見の高句麗故城石刻」『朝鮮及滿洲』八三
号、京城、一九一四年六月、四六頁。
- ③⑦ 『朝鮮金石総覧』上(註②⑥所掲)八頁。
- ③⑧ 一九八三年八月に同博物館を訪問された永島暉臣慎氏の撮影による。
③⑨ 浅見倫太郎・註③⑥論文、四七頁。
- ③⑩ 『朝鮮金石総覧』上(註③⑥所掲)八〜九頁。拓本写真も収む(写真
③⑪)。
- ③⑫ 鮎貝房之進「高句麗城壁石刻文」(同氏「雜攷」第六輯上編・俗文攷
〔私家版、京城、一九三四年一月。国書刊行会、一九七二年一月覆
刻〕三五七頁、葛城末治「平壤高句麗平壤城壁石刻文二種」(同氏「朝
鮮金石攷」〔大阪屋号書店、一九三五年八月。国書刊行会、一九七四
年五月覆刻〕一一八頁。
- ③⑬ 同前。
- ③⑭ 私は、天理図書館所蔵の「(今西博士) 朝鮮古碑拓本集」に所収の拓
本「平壤高句麗城壁石刻」を利用した。同拓本は、その左端に今西龍氏
が朱筆で「昭和三年十月於平壤博物館見原石、同行藤田学兄手拓、一
本惠贈」と記しており、一九二八年一〇月に藤田莞策氏が手拓したも
のであることが確認できる。
- ③⑮ 崔羲林・註⑤論文、二八頁、および「새로 알려진 유물」(考
古民俗)一九六七年二号(註⑤所掲)裏表紙。
- ③⑯ 崔羲林『고구려 평양성』(註⑥所掲)一一頁。
註②⑥に同じ。
- ③⑰ 崔羲林・註⑤論文、二八頁。
- ③⑱ 崔羲林『고구려 평양성』(註⑥所掲)一七・二〇頁。
- ③⑲ 「새로 알려진 유물」(註⑥所掲)に掲げる写真による。
註③⑮参照。

- ③⑳ 蔡熙園・註④論文、二五頁。
- ④① 鄭燦永・註④論文、一四頁。
- ④② 崔羲林・註⑤論文、三五頁。
- ④③ 崔羲林『고구려 평양성』(註⑥所掲)二九頁。
- ④④ 崔淳姫・註②論文、七七頁。
- ④⑤ 田中俊明「高句麗長安城の築城と遷都」(未発表)第一章第一節「後
代の文献を通してみた長安城」参照。
- ④⑥ 同前、第二章第一節「長安城築城の経緯」参照。
- ④⑦ 図3は、「平壤附近葉浪郡及高句麗遺蹟図」(朝鮮古蹟図譜)第一冊
〔朝鮮總督府、京城、一九一五年三月〕地図)をもとにトレスした城
壁・河川図に、発見地点等を書き加えたものである。
- ④⑧ (1)の発見地点は、既にふれたように不明であるが、「西向十一里」
という銘文から、城壁がそこから西にのびている地点と考えて推定し
た(特定はしていない)。

二 城壁石刻の解説と年代

前章の最後に提示した、城壁石刻(6)、即ち『平壤統志』所引の
石刻については、それが純漢文で記されているため内容の把握も
容易であり、また長安城のものであるとしてとりあげる必要上、
その一応の論拠を示さなければならなかった。従って既に、その
内容、およびそれが長安城のものであることは、確認済みという
ことになる。しかし、他の(1)〜(5)の五例は、全て漢字で記されて
はいるものの、漢文としてよむことはできない。それは、漢字を

用いた自国語表記(のちの史記にあたる)をまじえているためである。また(6)と違つて、固有名詞を多く含んでいることも、正確な解読をより困難にしている、といえる。そしてまた、これらが高句麗のものであることは、そこに記された官位等から明らかである、といえるが、長安城のものであるかどうかという点になると、決して自明なことではない。従つて、これらを通して長安城の築城を考えるためには、その当然の前提として、それらの点を明確にしておかなければならないことになる。

本章では、城壁石刻(1)~(5)の内容を正確に把握するため、推測をまじえつつ可能な限りでの解読をおこなひ、ついで長安城のものであることを明確にしつつ、石刻の年代を確定したいと思う。

1 城壁石刻の解読

城壁石刻(1)~(5)が高句麗時代のものであることについては、発見当初から認識されてきた。それは「小兄」や「上位使」といふた、高句麗独自の官位がみえていることによる。例えば『海東金石苑』所掲の金正喜の題跋では、(1)(2)にみえる「小兄」について、「小兄二字、知為高句麗古蹟無疑」としており、また(2)の「小兄」と(3)の「上位使」についても『三韓金石録』で呉慶錫が、「蓋高句麗築城時所刻也、文中云小兄者、史称其官有大兄小兄……云上位

使者、与史合……」と、いち早く指摘する通りである。「小兄」は(4)(5)にもみえており、(1)~(5)いずれにも高句麗官位がみえていゝるわけである^②。

城壁石刻の内容について、そのおおよそのところは、字面を追うだけでも、理解を得ることがができる。特に(1)(2)(3)はそうである。従つて、もとより自明なこと、といわなければならないかとも思うが、特にその点を明確に述べたのは、呉慶錫が最初である。右記の「築城時所刻也」や、その下文の「作郎突者、疑即築役時、各有攸司匠工所分管而作、故有此下幾里等語也」という記述にも通りである。これは(2)(3)についていったものであるが、(1)(2)についても葛城末治氏が「平壤城修築の区域・方向を定めたもの」と想像する^③という。しかし(4)は難解であり、例えば浅見倫太郎氏は、先述の通り、その積文に誤りが多かったことにもよるが、「丙戌四月四日 漢城平ぐの後四日小兄文達節 此より西北行、之を渉る」と読み、小兄文達節が大同江を渉った時に銘したものと考へている^④。浅見氏のそれよりは誤りの少ない積文を提示した葛城氏は、「丙戌十二月四、漢城下るの後四、小兄文達節此より西北行し之を渉る」と読み^⑤、(1)(2)について正しい理解を示したにも拘わらず、(4)については結局、浅見氏同様、大同江を渉った時の記念碑とみるにとどまっている^⑦。

この(4)をはじめめて城壁築造時のものと考えたのは、先にもふれた鮎貝房之進氏である。鮎貝氏は、藤田亮策氏が訂した釈文、即ち前章で提示した釈文によって解説を進めている。固有名詞についての考察もしているが、それはともかく、重要なのは、61「節」、812「涉之」の理解である。まず「節」について、「節」字の俗体なり。……此の「節」と云ふ俗語は新羅朝以来李朝に至るまで俗文に多く用ゐられあるが、高句麗も同意味の俗語として用ゐ居たるを、此の石刻文にて知り得たるものなり」とし、「節」には「時」の義もあるがここではそうでなく、「工役監督」「指揮監督」の義であるとする。次に「涉」は、「普通漢語として」「干預」と同義なる「干渉」の「涉」「アツカル」の義に用ゐたるものと思はる。即ち工役監督としては、日本の俗語「扱」^{アツカヒ}「受持」^{ウケモチ}の義なり、また「之」は俗漢字にも吏文にも結辭として古金石文には多く用ゐられあり」とする。そしてこれらをつまみえて、(4)を「丙戌十二月中漢城下後部小兄文達監督此ヨリ西北方受持」と訳すのである。^⑧

このように、鮎貝氏によって、(4)もまた(1)~(3)と同様に、築造時のものであることが明らかになったのである。その後、洪起文氏が、「節」を「製造者」「建築者」、「渉」を上(73)の「行」とあわせて二字で、「前進する」「開拓する」の義、とする別解を

示し、全体を「丙戌二月に漢城の下後部の小兄文達という建築者が、ここから西北に開拓した」と訳している。^⑨しかし「建築者」ではあいまいであり、明確な「工役監督」のほうがよい。また「開拓する」も、それだけでは意味が理解できず、さらに「築造工事を行なう」との意味である、といった注釈が必要とならう。それならば「渉」のみで「受持」と解する鮎貝氏の所説と大差ないことになってしまふ。結局、ことさら改める必要はなく、鮎貝氏の解説で充分に理解できるのである。^⑩

鮎貝氏は、(1)(2)の解説も行なっており(1)は当然であるが、(2)もまた『海東金石苑』の釈文に拠っている^⑪、(1)については、1212「造作」を「今「造作」と云へば「製造」の意味に用ゐる俗語なり。是は「築城作業」を称したるものなり」として、「己丑年五月廿八日役ヲ始メ、西方十二里、小兄相夫若牟利造作」と訳す。(2)は、(4)と同じく「節」を含んでいるが、その下(73)の「矣」を「普通漢文に用ゐらるゝ結辭なり」として、「己丑年五月廿一日、此ヨリ以下東方十二里、物省小兄俳百頭口、監督ス」と訳す。^⑫「節矣」はまた、(3)にもみえているのであり(612)、鮎貝氏の解説によって、(3)もまたその内容をより明らかにすることができ、残る(5)は、後出であるだけに、(4)までの内容をふまえることができ、当初から同様な内容をもつ石刻として理解されてきた。

即ち発見者の崔羲林氏が、先にふれた自らの釈文に拠って、「卦婁蓋切の小兄の加群が、ここから東に廻って上に□里四尺を受けもって造った」というように訳す通りである^⑮。

以上みたように、城壁石刻(1)～(5)はいずれも、城壁築造工事の際に記したものであり、鮎貝氏ほかの釈文でも確認できるように、その監督者の名と、工事の分担区間(方向・距離)を記したものである、といえる。新羅の築城碑である南山新城碑の例からすれば、石刻刻字の目的は、城壁をより堅固にするため、それぞれの工事の責任の所在を明示することにあつた、と考えることができる^⑯。

そこで次なる課題として、固有名詞(と思われるもの)について考察を進めることとする。まず(1)では、92～112「相夫若倅利」が対象となる。これについて鮎貝氏は「二人の名たるべし」とするが、右記の釈文にもみられるように、どこで切るのかは示していない。これに対し洪氏は「官職名くわんしやくの小兄も一つであるのみならず、二人の名とみる他の根拠は発見できない」から一人ではないとする^⑰。これは、洪氏の所説に従い、一人とみるのが穩当であろう。その場合「相夫」は字面からみて、何らかの職名と考えるほうがよいと思う^⑱。

次に(2)では、56「物苟小兄併漬百頭」のうち、「小兄」を除く

部分が対象となる。これは、同じ「百頭」という二字を含む(3)の41～54「内中百頭上位使余丈」とあわせて考えたい。こちらは当然、「上位使」を除く部分が対象となる。

これについてつとに呉慶錫『三韓金石録』の「其称物苟併漬百頭内中余丈、或官号或人名、俱不可考」という指摘がある。ここで「併漬百頭」とつづけてはいるが、「百頭」がくり返し登場しないことからすると、「併漬・百頭」と切つてよむべきであろう。つまり呉慶錫は、「物苟・併漬・百頭・内中・余丈」が、官名や人名である可能性を指摘していることになる。このほか、はじめの「物苟」について、「物省」とみて官庁名と考える鮎貝氏と洪氏の見解もあるが、これは「物省」とよめないため、問題にならない。また「併漬百頭」について、鮎貝氏はその下の一字をも含めて「併□百頭□」で、「泐字ありて明かならざるも、恐くは二人の名たるべし」とする^⑲。洪氏は「併百頭□」と一字みおとしたまま、同じく人名とみる。これは「百頭」の下71が「作」と積すことができ、下につづけるべきものであるから、やはり「併漬百頭」で考えなければならぬが、人名であるとの見解まで否定されるわけではない。ただし、先の呉慶錫の指摘も含めて、これらは、積極的な根拠にもとづいたものではなかった。それに対し、最近になって、鬼頭清明氏は、「物苟の意味は確定できないが小

兄俳須の出身組織を示すものと思われ」る、とし、また「百頭はそれぞれ小兄俳須と上位使余文の築城工事をうけおう際の職名かとも思われ、百頭という言い方からして、百人単位の役夫を組織していたのかも知れない」とする。ここで「出身組織」というのは、「物荷小兄」が「都の平壤城に根拠地をもつ、いわゆる五族・五部の出身者ではなく、「地方の出身のもの」であるとすると記述から判断して、城・村といった地方行政組織等を指していると思われる。鬼頭氏は、「物荷」についてのこうした見解のほか、「俳須」「余丈」が人名であること、「百頭」が職名であることを推測していることになる。ここでも、「百頭」を除けば、根拠が示されているわけではないが、(2)(3)の固有名詞をこれまでで最も合理的に解釈したものと評価できよう。

そこで、これらをつまみえつつ、あらためて考えてみよう。まず第一に注目すべきは、やはり(2)(3)に共通してみられる「百頭」である。これは、人名(もしくはその一部、特に末尾につく文字)として当時よく用いられていたもの、と考えられなくもないが、鬼頭氏も指摘する通り、その用字からすれば、百人の長といった意味の職名と考えるのが自然であろう。次に(3)の「内中」であるが、これは先述したように、恐らく「内口」即ち「内部」とあったものであろう。とすれば(3)は、「内部の百頭である上位使の余

丈」一人ということになる。問題は(2)であるが、「物荷」「俳須」は、人名か官名か、なお決め手に欠く、といえる。そこで、「物荷」という小兄と俳須という百頭二人、という解も可能であるが、小兄は官位であり、百頭が職名であるとすれば、いっぽうが官位だけを記し、またいっぽうが職名だけを記すことになる。それよりは、小兄であり百頭である一人の人物を記していると考えたほうが穏当であろう。ただその場合、「物荷」という小兄で俳須百頭」というように、「物荷」を人名、「俳須」を職名の一部あるいは(3)の「内部」(そうあったとして)と対比できるもの、とみるか、鬼頭氏のように「物荷小兄の俳須」という百頭」とみるか、二通り考えられる。後者は、「俳須」という人名の前後に官位・職名が記されていることになるが、あり得ないものではない。従って、このいずれかではあろうが、限定はできない。後考に俟つことになる。

次に(4)であるが、小兄の名が当初「文達節」とみられたことは、先の浅見氏や葛城氏の訳文にみる通りである。しかし鮎貝氏の解説によって、「節」は人名の一部ではなく、小兄の名としては「文達」でよいことが明らかになった。従って(4)の問題はそれではなく、31~42「漢城下後部」即ち「漢城下後部」ということになる。この句も難解であるが、比定は別にして「漢城」が地名で

あること、および「後部」が五部の一つであることは、ほぼ間違いない。とすれば「下」がどうか、であるが、浅見氏は「平」と釈したため「漢城平々」と釈した。これは誤りであるが、葛城氏は、「下」と釈しつつも、意味としてはよく似た「漢城下る」と釈している。鮎貝氏は、「漢城下」と「後下」とにわけて解釈していることは間違いないが、「下」をどのように理解したかはわからない。洪氏は「下後部」とつづけて、「漢城内の行政区域をまず上下にわけて、次にさらに五部に細分したことに基因するのではないか」とする。このうち、「漢城下る」という解は、城壁建造の際に刻まれた石刻のなかの一文として、唐突にすぎるため、まず除外することができる。また洪氏の「下後部」は、洪氏が「漢城」をピョンヤンに比定しているため、王都における区分として理解しなければならぬが、その場合でもそのような細分については全く明証がなく、考え難いものである。「漢城」が王都でないとするれば、なおさらである。⑦では、「漢城下後部」はどのように理解すべきか。これは、確言はできないが、やはり「漢城下」と「後部」とにわけるべきであり、「漢城下」は「漢城の城下」といった意味に解しておくのが穏当のように思う。

最後に⑤であるが、崔氏は、先に示した訳文でも推察されるように、「加群」を小兄の名とみ、この「加群」一人を記している

とみる。その場合「卦婁蓋切」は、④の「漢城下後部」と同様に「地名または官職名と推定」している。⑧「卦婁」が五部の一つであること、および「加群」を人名とみることは異論がなからう。問題は「蓋切」ということになる。これも人名であるとみれば、いっぽうが部名だけを記し、またいっぽうが官位だけを記すことになる。従って、崔氏も想定するように、何らかの職名と考えたほうがよからう。しかし具体的にどうであるかはわからない。

以上、追究しうる限りで、固有名詞について考えてみた。その結果①⑤⑥いずれも、監督者として一人の名を記している、と推定することができた。そこで、以上の検討をふまえて、①⑤のおよその訳を試みれば、次のようにならう(傍線は人名)。

(1) 己丑(酉?)年五月廿八日に工事を始め、西に向かつて十一里は、小兄で相夫の若伴利が「監督して」造作する。

(2) 己酉年□(三?)月廿一日、ここから東に向かつて十二里は、物荷小兄である俳瀆という百頭(あるいは、物荷という小兄で俳瀆百頭)が、造作を指揮監督する。

(3) 己丑(酉?)年三月廿一日、ここから□(酉?)に向かつて二里は、内中(内部?)の百頭で上位使の余丈が、造作を指揮監督する。

(4) 丙戌十二月に、漢城下にいる後部の小兄である文達が監督し、

ここから西北方を受けもつ。

(5) 封妻の蓋切で小兄の加群が「監督して」ここから東に廻って上に里四尺を治す。

2 城壁石刻の年代

それでは次に、城壁石刻がいつのものであるのか、その年代を考えたい。その場合にまず注目されるのは、石刻(1)~(5)のうち四例までが、冒頭に年の干支を冠していることである。即ち、(1)(3)の「己丑」、(2)の「己酉」、(4)の「丙戌」である。これらが具体的にいつを指すのかが明らかになればよいわけであるが、六〇年毎に同じ干支の年が現われるのであるから、その特定は必ずしも容易ではない。そこでその前提として、別の条件から、年代を限定しておきたい。

城壁石刻が高句麗時代のものであることは、前節でみたように、「小兄」「上位使」といった高句麗の官位が記されていることによって確認することができ、それは研究史のはじめから指摘されてきたことでもあった。ところで、徳興里古墳の墓主(被葬者)某氏鎮の墨書の墓誌^③のなかに、鎮が歴任した官名の一つとして、「小大兄」がみえている。これは「小なる大兄」ということで、「大兄」から分化したものであろうが、即ち「小兄」を指すと考えて

よからう^④。墓誌によれば、鎮は「永樂十八年」(四〇八)に葬られており、「年七十七薨焉」というから、鎮が「小大兄」であったのは、四世紀後半のこととも考えられる。いずれにせよ、五世紀初には確実にその存在が認められるのである。この「小大兄」と「小兄」との表記の違いに時間的な差があることも考えられるが、ここではとにかく、この「小大兄」の初見例をふまえて、「小兄」は四世紀後半~五世紀初より以降のものであると考える。ということとはつまり、「小兄」を明記する石刻の年代も、そのように限定できることになる。

ところでこれら城壁石刻は、前章で確認したように、いずれもピョニヤン市街の城壁、あるいはその附近から発見されたものである。そしてそのピョニヤン市街には、前稿で明らかにしたように、高句麗最後の王都としての長安城があったのである。もちろんピョニヤン市街には、後代にも城壁が築造されるのであるから、これだけでは不十分であるが、右記の石刻自体から得られる限定条件を考えあわせるならば、ほぼ長安城のものとして認めてよいことになる^⑤。

このように、城壁石刻が高句麗長安城のものであると認められるならば、その年代はさらに限定できることになる。前稿で確認したように、中国史書のみならず、長寿王遷都の平壤城(大

城山城方面)から長安城への遷都は、周代から隋代にかけて、即ち六世紀後半に行なわれたものであることを知り得た。そしてその結果、冒頭にも掲げた『三國史記』の長安城遷都記事が、ほぼ信頼するに足るものであることを確認し得たのである。従って、

『三國史記』の伝える、五五二年築城・五八六年遷都という二つの年次は、城壁石刻の年代を考える場合の重要な手掛りということになる。しかしここではなお、これを根拠にして年代を考えることは避け、右記の中国史書のみから得られた六世紀後半遷都という限定条件をふまえて、干支について考えることにしたい。

干支については、これまでも多くの考説がある。ここではまず「己丑」をめぐる考説をとりあげて整理し、その上で私見を述べることとする。

その「己丑」であるが、(2)も近年に至るまでは「己丑」と読まれてきたため、(1)や(3)と一括して考えられてきた。『海東金石苑』に引く金正喜の題跋では、(1)(2)を一括して「己丑、当為長寿時」としている^③。長寿王代の己丑は、その三七年(四四九)である。

また『三韓金石録』では、これのみ(2)(3)を一括して考えているのであるが、「東史」にみえる都城関係史料を列挙したのち「皆乎己丑無涉、則此刻当在長寿王時、特逸於史耳、己丑即長寿王三十六年、当中国宋文帝元嘉二十六年、魏太平真君十年也」(「長寿王三

十六年」は驗年称元)とする。これらとともに、ピョンヤン市街に、長寿王遷都の平壤城があったとみる当時の考えかたに従って、石刻の年代を長寿王代に比定したのである。

これら四四九年説に対し、『朝鮮金石總覽』上は、(1)(2)ともに「推定高句麗平原王十一年己丑」とする^⑤。五六九年説である。ただ、そう推定した理由は記していないが、その編者の一人である葛城末治氏によれば、この(1)と(2)は、先述のように、「平壤城修築の区域・方向を定めたもの」であり、「高句麗が三度目に平壤へ都を遷したのは長寿王十五年で平原王二十八年に至る百五十九年の間は国都であった。其の間に於て己丑に当る歳を討ぬれば長寿王三十七年と平原王十一年己丑とに当るが前後周回の事情より考察して平原王十一年己丑と推定する」(傍点田中)という^⑥。こういう条件ならば、文咨王一八年(五〇九)も候補になり得るが、なぜそれを除外するのか明らかでない。また、「前後周回の事情」も不詳である。それはともかく、この五六九年説も、結局は、先の四四九年説と同様に、長寿王遷都の平壤城がピョンヤン市街にあったとみる旧来の考えかたに制約されていたことになる。

これに対して、ピョンヤン市街にあったのは長安城であるとの新たな考えかたに立って、石刻の年代を考えたのは、恐らく黄煥氏が最初ではなかったかと思う。今のところ、黄氏の論文を入手

できないため、確言はできないが、蔡熙國氏の論文に引用されたその結論は、五六九年か六二九年か、というものであり、六二九年をも想定していることからすれば、長寿王遷都の平壤城とみたのでないことは確かである。そしてこれを承けて、そうした観点から改めて五六九年説を主張したのが蔡熙國氏であった。ただしその場合、黄氏の兩説をあげて、「その中で五六九年の『己丑』年に築城した事実を記録したものとみるのが妥当である」とするのみで、積極的な理由を示すわけではない。^⑨ もっとも、そこでは『三国史記』の記事とあわせて、築城の経緯を考えているため、『三国史記』の記事を前提として特定したのであるう、と想像することはできる。

黄氏以後、蔡氏とは違って、四四九年説を紹介しつつも、「平壤城を造ったという三国史記の記録だけを根拠にしてその年代を推定するのは甚だ難しい。それは、第一に、一地名が必ず一地方に限るものでなく、第二に一城を必ず一度だけ造ったということもないためである」とする洪起文氏の指摘もあるが、鄭燦永・崔義林兩氏は、蔡氏同様、五六九年説を支持している。^⑩

以上、「己丑」については、これまで、四四九年説・五六九年説・六二九年説の三説、ただし五六九年説は、その内実からすれば、二説にわけることができ、結局四説あることになる。

そこでこれらについて考えてみるに、このうち石刻が長寿王遷都の平壤城のものであることを前提とする所説は、もはや成立しないから、まず除外できる。従って、長安城のものとみる、五六九年説と六二九年説とが残る。長安城の築城・遷都は先にみたように六世紀後半と考えてよいが、ただその場合、先の洪氏の指摘にもあるように、「一城を必ず一度だけ造った」とはいえず(つまりこれは改修工事等があり得ることを問題にしているものと思われるが)、そのため右記の創築時に限定してしまつてよいかどうか問題となろう。黄氏の六二九年説は、あるいはそれを念頭においての推定であったかも知れない。しかし、石刻全体をあわせ考えれば、非常に大規模な工事であり、六世紀後半の創築以後、七世紀中葉の滅亡までに、これほどの改修工事があったと想像することは無理である。従って、これら石刻は、六世紀後半の長安城創築時のものとみて、全くさしつかえないと考える。

結局、「己丑」は、黄氏の一説以来の、五六九年とみるのが、最も妥当であることになる。ただこれまでの同説は、長安城がピョンヤン市街にあったこと、および城壁石刻が確かに長安城のものであることについて、充分な証明がなされていない点があった。さらにいまひとつ指摘しておくべきことは、蔡熙國氏が、『三国史記』に拠って石刻の年代を導きつつ、『三国史記』

不信の遷都否定説に対する批判を、その石刻を用いて行なっている点である。^②これでは循環論法である。従って、結論としては正しかったわけであるが、方法には問題があったといわねばならない。

そこで『三國史記』の記事であるが、これは石刻の年代を裏づける史料というよりは、石刻とあいまって、つまり互いに補充しあって、築造の年代・経緯等を明らかにする史料というべきである。そして、右のような形で求められた石刻の年代が、『三國史記』の記事と矛盾なく対応することは、『三國史記』の記事の信憑性をいっそう高めるものであると、あらためて評価しなければならぬ。

以上、「己丑」について考えたが、先にふれたように、これらも実は、(2)と同じく「己酉」であった可能性がある。そこで「己酉」何如では、右の考察が徒勞に帰すことにもなる。次に「己酉」について考えたい。

「己酉」は、近年になって読みあらためられただけに、年代を比定したものは、井上秀雄氏の五八九年説のみである。^③井上氏は、その根拠を示していないが、五八九年とみて問題ないと思う。己酉年はこの前後、五二九年・六四九年とあるが、六世紀後半という右の条件からすれば、五八九年しかない。その場合、『三國史

記』の伝える遷都の五八六年より三年後になることが、問題になるかとも思うが、これは矛盾ではない。その理由は、この年代のもつ意義とも関わることであり、ここではふれないが、とりあえずこの五八九年説は確認しておきたい。

記された干支としてもう一つ、(4)の「丙戌」がある。これは、その発見時に既に、(1) (3)が発見されており、(3)は一般には殆ど知られていなかったため別であるが、(1) (2)とあわせて考えられることが多かった。丙戌と己丑とは、丙戌を己丑の三年前と考えるのが最も近く、そのためあわせて考える場合にも、それ以上離して考えることはなかった。結論としても、それで正しく、「己丑」が五六九年でよいから、「丙戌」は五六六年でよいことになる。

(4)を紹介した浅見倫太郎氏は、前節でみたように、釈読を誤りはしたが、(4)の書風が、「大天王陵附近に散在せる瓦片の俗先文字と其趣致を同じくする」ことから、広開土王(好太王)の時代と「比較的遠からざる時代の遺物」とみ、「長寿王(好太王の子)の二十三年丙戌なりと推測」する。「二十三年丙戌」は「三十三年丙戌」(殯年称元)の誤りとみられるから、長寿王三十四年、即ち四四五年説とみてよい。そしてそれは「従来発見の己丑石刻も亦同王の二十六年城壁修築時のものと推測すると一も抵牾する所なし」という。^④

『朝鮮金石総覧』上では「推定高句麗平原王八年丙戌」とし、^④ 葛城末治氏はその理由を、前節でみたような「漢城下る」との解釈に基づいて、「丙戌の歳に漢城を攻めた」と想像せらるゝものを訪ねれば、長寿王三十四年・文咨十五年及平原王八年であるが、國都の所在その他周囲の事情等より察するに平原王八年と推定するを適當と思ふ」と述べる。^⑤ 平原王八年は五六六年である。これらはそれぞれ、「己丑」を比定する場合と理由は異なるが、結果的にはともに、その三年前に「丙戌」をあてている。

その後、黄瑱氏については、「丙戌」の年代比定を行なっているかどうか確認することができないが、蔡熙國氏以後は、先の「己丑」五六九年説と同じ考えかたで、五六六年説を主張している。^⑥ また洪起文氏が、四四六年説を紹介しつつ、判断を避けているのも、先と同様である。^⑦

このほか、「己丑」に言及のない前間恭作氏が「年代は高句麗の文咨明王の十五年(五〇六) 同國の最盛期に於ける遺物と思はる」としているが、それ以上の説明はない。^⑧

以上、「丙戌」については、四四六年説・五〇六年説・五六六年説があり、五六六年説は「己丑」同様、内裏からすれば二説にわけることができるから、四説あったということになる。^⑨ としてこちらも、五六六年一説を正しいとみて、『三國史記』の記事

と矛盾することはないのである。

結局、干支の年代比定は、(1)(3)の「己酉」が五六九年、(2)の「己酉」が五八九年、(4)の「丙戌」が五六六年、という結論が得られたことになる。そして、これら石刻の存在によって、『三國史記』の記事が、その係年に至るまで、信頼するに足るものとして認められるようになった、ということが出来る。

干支を冠さない(5)については、文の表記法・石の磨き方・書体などが(4)と同じであり、干支がないのは「同じ宮城壁を積む時にはめこんだ城石第3(4)を指す」にあるから略したものとして、(4)と同じ五六六年のものと推定する崔濂林氏の所説もあるが、^⑩ もとより確証があるわけではなく、年代は特定できない。しかし(1)~(4)に対する考察と同様に、同じ内容をもつ(5)も、六世紀後半のものともみることが妥当である。

また、(1)~(5)とは性格の異なる(6)も、既に信頼するに足る『三國史記』とあわせ考えれば、年代はほぼ特定できることになる。結論的にいえば、五五二年に築城を始めてから四二年目にあたる五九三年のものとみることができよう。

① 張燮金『翰苑』審美部(竹内理三校訂・解説『翰苑』(吉川弘文館、一九七七年五月) 影印所収) 高麗案の分註に引く『高麗記』に、其國建首有九等……次上位使者、比正六品、一名契契者……次小兒、

比正七品、一名失支……

- とみえる、「上位使者」と「小兄」がそれである。ここで前者は第九位、後者は第一一位である。高句麗の官位については、武田幸男「高句麗官位制とその展開」(『朝鮮学報』八六輯、一九七八年一月)を参照。
- ② (1)(2)(4)(5)同じ「小兄」がみえ、(3)にそれとあまり位階差のない「上位使」がみえていることの意味については、武田幸男「前註論文、四二〜三頁」、鬼頭清明「高句麗の国家形成と東アジア」(『朝鮮史研究會論文集』二二集、一九八四年三月)三六頁、田中俊明「第一章註⑥論文、第二章第2節「築城工事をめぐる」・二の問題」参照。
- ③ 葛城末治「朝鮮金石文」(『朝鮮史講座』四号、朝鮮史学会、京城、一九三三年一〇月)二九頁。
- ④ 浅見倫太郎「第一章註⑥論文、四六・七頁。
- ⑤ 葛城氏らの編になる『朝鮮金石総覧』上(第一章註⑥所掲)に所掲の積文(八〜九頁)。
- ⑥ 葛城末治・註⑥論文、二七〜八頁。
- ⑦ その後、藤田・鮎貝両氏の所説に従って改めている(葛城末治・第一章註⑥論文、一一二〜九頁)。
- ⑧ 鮎貝房之進・第一章註⑥論文、三五五〜七、六四〜七一頁。
- ⑨ 洪起文『리두역지』(科学院出版社、平壤、一九五七年二月)二九八〜九頁。
- ⑩ 共和国においても、鄭燦永氏は洪起文氏の解にそのまま従っている(第一章註④論文、一四頁)、崔義林氏はむしろ鮎貝氏の解に近い(第一章註⑥論文、二八頁)。
- ⑪ 鮎貝氏は、『朝鮮金石総覧』上に載せる、当時吳世昌氏所蔵の石刻(即ち②)を、『海東金石苑』に載せるもの(同じく②)と比べて、同じではなく、前者は「其実物を実見せしに甚だ疑はしきものなり」とする。そこで②の積文も後者に拠っているのであるが、これは、金正

喜の題跋の(1)について記した「不可復覓」との一文を(第一章第2節参照)、(2)について記したものと誤解したことに基づく誤りである。鮎貝・第一章註⑥論文、三五七〜八頁。なお、洪起文『리두역지』(註⑥所掲)二九六頁でも、恐らくそれを承けて、同様に誤っている。

- ⑬ 崔義林・第一章註⑥論文、二八頁。
- ⑭ 南山新城碑(第一碑ノ第七碑)については多くの研究があるが、私なりの積文と、諸研究の整理は、『新羅の金石文』5〜9(『韓国文化』五巻九号・一一号・六巻一号・三号・五号、一九八三年九月〜八四年五月)に掲げたものを参照されたい。
- ⑮ 鮎貝房之進・第一章註⑥論文、三七二頁。
- ⑯ 洪起文『리두역지』(註⑥所掲)二九七〜八頁。
- ⑰ 鬼頭清明・註⑥論文でも、後述のように「百頭」について記したあと、「相夫もこれと同様な職名ともうけとれる」とする(三七頁)。
- ⑱ 鮎貝房之進・第一章註⑥論文、三七二〜二頁、洪起文『리두역지』(註⑥所掲)二九六頁。
- ⑲ 鮎貝房之進・第一章註⑥論文、三七二頁。
- ⑳ 洪起文『리두역지』(註⑥所掲)二九六頁。鄭燦永・第一章④論文、一三頁、崔義林・第一章註⑥論文、三二頁でも、同じ誤りをくりかえしている。ただ崔義林『고구려 碑碣』(第一章註⑥所掲)一六〜七頁では、鮎貝氏と同じに改めている。
- ㉑ 鬼頭氏はその積文を、私の第一章註①論文に所掲のそれに拠っているが、そこに誤記があったため、鬼頭氏もその誤りを踏襲する形になっている。それはもちろん私のミスであり、鬼頭氏や他の利用者にも迷惑をかけることになってしまった。おわびしたい。
- ㉒ 鬼頭清明・註⑥論文、三六〜七頁。
- ㉓ 同前、三六頁。

②4 この「漢城」については、結論的にいえば、黃海南道の截寧にあてることがよいと思う。それは吉田光男氏のご教示が手掛りとなったのであるが、詳細は田中俊明・第一章註②論文、第二章第2節「築城工事をめぐる一・二の問題」を参照されたい。

②5 葛城氏によれば、鮎貝氏も「漢城下の」と訳しているというが(第一章註②論文、一・二三頁)、鮎貝氏の第一章註③論文の限りでは、鮎貝氏が「下」をどうよんだか、不明というほかない。

②6 洪起文『리두연지』(註②所掲)二九八頁。なおこれは、鮎貝氏が既に「此の「漢城」は無論今の平壤即ち当時の高句麗王都名を称したるなり」としており(第一章註②論文、三六一頁)、それに従ったものと思われる。

②7 五部は王都だけの区分であったと考えられる。武田幸男・第一章註②論文、三八〜四三頁参照。

②8 崔義林・第一章註⑤論文、二八頁。

②9 桂婁部(内部)を指す。第一章註②参照。

③0 田中俊明「徳興里壁画古墳の墨書銘について」(『朝鮮史研究会会報』五九号、一九八〇年七月)七頁参照。

③1 武田幸男・第一章註②論文、七一頁(補註)。

③2 正確には「十二月辛酉朔廿五日乙酉」であり、厳密にいえば、既に四〇九年であるが、「永樂十八年」の殆どは四〇八年に属するため、ここでも便宜的に四〇八年としておく。

③3 『三國史記』卷一八・高句麗本紀第六・故國原王四年(三三四)秋八月条には「増築平壤城」とあり、同一三年(三四三)秋七月条には「移居平壤東黃城」とある。四世紀後半以降とする年代観には、わずかに適合しないが、これらが全く無関係であるかどうかはわからない。ただ、例えば李丙燾「高句麗東黃城考」(同氏「韓國古代史研究」(博英社、ソウル、一九七六年三月)所収。初出は『東國史学』四輯(ソ

ウル、一九五六年二月)。なお同氏「韓國古代史研究—古代史上の諸問題—」(学生社、一九八〇年二月)所収の同名論文は、前者の改稿である)では、ピョンヤンではなく、禿魯江中流の江界にあてると、比定も一定しておらず、今後の課題の一つといえる。

③4 劉承幹重校本(第一章註②参照)では「此己丑、當為長壽王」と改めている。また劉承幹自身もその説に従っている。

③5 『朝鮮金石総覧』上(第一章註②所掲)一一・二六頁。

③6 葛城末治・註④論文、二九頁。同氏・第一章註③論文、二二七頁では、文章を少し改めているが、同趣旨である。なお文中「三、度目に平壤へ都を遷したの」とあるが、後者では「二、度目」と改めている。その場合の一度目とは、註③所掲の「移居平壤東黃城」を指している。

③7 黄煥「고구려의 고도」(あるいは「고구려 고도(평양성, 장안)」。私の前稿、第1節註②参照)。

③8 蔡熙園・第一章註④論文、二二頁。

③9 同前。

④0 洪起文『리두연지』(註②所掲)二九五〜六頁。

④1 鄭燦永・第一章註④論文、一三頁、崔義林・第一章註⑤論文、二九頁、同氏「고구려 평양성」(第一章註②所掲)一八頁。

④2 蔡熙園「대성산 일대의 고구려 유적에 관한 연구」(朝鮮民主主義人民共和國社会科学院考古及び民俗学研究所 遺跡発掘報告第九輯。社会科学院出版社、ピョンヤン、一九六四年六月)八四頁。

④3 井上秀雄・第一章註②第二論文、一七五頁。

④4 田中俊明・第一章註②論文、第二章第1節「長安城築城の経緯」参照。

④5 浅見倫太郎・第一章註③論文、四七頁。

④6 『朝鮮金石総覧』上(第一章註②所掲)八頁。

④7 葛城末治・註④論文、二八頁(分註省略)。なお附記(二九頁)には

「三国史記高句麗本記文咨王十六年の条に百濟の漢城を攻めた記事があるが或は此歳に擬せられぬでもない」とするが、同氏・第一章註^④論文では、そうした考えはみられない。

^④ 註^④・④に同じ。

^⑤ 註^⑤に同じ。

^⑥ 前掲恭作『古鮮冊語』(東洋文庫叢刊第十一、一九五六年三月)第二冊、六六七頁。なお註^⑦所掲の葛城氏の一説は、この前掲氏の説に通ずるものであろう。

^⑦ 恐らく黄瑛氏は、六二六年説も提示していると推察されるが、もしそうであれば、五説あったことになる。

^⑧ 崔義林・第一章註^⑧論文、二九頁。なお同氏『고구려의 역사』

(第一章註^⑧所掲)では、(4)と「同じ年か殆ど同じ時期のもの」としている(二〇頁)。また、李蘭映編『韓國金石文追補』(中央大学校出版部、ソウル、一九六八年一月)でも「推定高句麗平原王八年(西紀五六六)」としているが(二八三頁)、これらは恐らく崔氏の所説に従ったものであろう。

^⑨ 田中俊明・第一章註^⑨論文、第二章第一節「長安城築城の経緯」参照。

おわりに

以上、二章8節に分かつて、高句麗長安城城壁石刻の発見経緯・発見地点・釈文・解説・年代について検討してきた。その結論をあらためてくりかえすことはしないが、以上の検討を経てはじめて、城壁石刻を、長安城の築城と遷都をめぐる問題を追究する

ための基本史料として、批判に堪え得る形で提示することができたと考える。

しかも、既に前稿において、中国史書を通してその史料的价值を認めた、『三国史記』の長安城築城・遷都記事についても、ここの検討によって、その価値をほぼ確定し得たと考える。

従って残る課題は、これらを通して長安城の平面構造や築城の経緯をできるだけ具体的に考え、さらには遷都に至った事情・背景や遷都の意義等を追究することであるが、紙幅の関係もあって、ここで述べることはできない。稿を改めて追究したいと思う。

〔付記〕 本稿は、一九八三年一月三日に東洋史研究会大会(於京大会館)で報告した「高句麗長安城問題再考」の本論部分の前半を改稿したものであり、後半も改稿発表の予定である。本稿をなすにあたり、貴重な資料の掲載をご許可いただいた黄寿永・船越昭生・永島暉臣慎の諸先生、種々ご教示いただいた堀田啓一・坂元義種・高寛敏・吉田光男・千田剛道・李成市・吉田敏弘の諸先生諸氏に、文末ながら記して、感謝の意を表すこととしたい。

(京都大学文学部研修員)